

亀山市選挙管理委員会告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及びその他の準用規定により、
選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数を次の
とおり告示する。

令和7年3月3日

亀山市選挙管理委員会
委員長 今 西 政 和

50分の1の数	781
---------	-----

6分の1の数	6,505
--------	-------

3分の1の数	13,010
--------	--------